

# 広報あつぎ

## 広報あつぎ 特別号

平成26年(2014年)1月15日

編集・発行 / 厚木市政策部広報課  
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号  
TEL.046-223-1511(代) FAX.046-223-9951  
www.city.atsugi.kanagawa.jp

抜き取って  
お読みください

—特集—

### 税の申告

#### 目次

- 2面…市民税・県民税の変更点／納付方法
- 3面…所得税の確定申告／申告書作成会と無料相談
- 4面…申告会場と日程／申告書作成に必要なもの／郵送での申告受け付け

## 市民税・県民税の申告

**受付期間** 2月3日(月)～3月17日(月) **会場と日程は4面参照**  
(土・日曜、祝日を除く) **☎市民税課 225局2010**

税は、私たちの生活を支える大切な財源です。申告には、市への市民税・県民税の申告と、税務署への所得税・復興特別所得税(以下、「所得税」)の確定申告(3面参照)があります。正しく早めに済ませましょう。

### 市民税・県民税の申告

賦課期日(平成26年1月1日)に市内在住の方は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ③収入が公的年金のみで、支払者から市に年金支払報告書が提出されている方
- ④市内在住者に扶養されている方で、収入がない方(所得がないことの証明が必要な方を除く)

所得税の確定申告が必要ない方で、給与または年金の源泉徴収票に記載された控除以外に控除がある方は、市民税・県民税の申告をすることで、税額が下がる場合があります。

申告が必要か分からない場合は、市ホームページの「税申告簡易判定表」をご覧ください。

### 公的年金収入が400万円以下の方

公的年金の収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、23年分から所得税の確定申告が不要になりました。ただし、65歳未満の方で105万円または65歳以上の方で155万円を超える公的年金収入があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある
- ②公的年金から特別徴収されている社会保険料(介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料)以外に、支払った社会保険料がある
- ③生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ④年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいる

源泉徴収された所得税が納め過ぎになっている場合は、確定申告書を税務署に提出することで所得税が還付されます。

### 収入がない方

市民税・県民税の申告は、申告書の「収入がなかった方の記入欄」に記載するだけで簡単にできます。国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください。申告がないと「収入がない」ことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

#### ●申告により算出される主なもの

- ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の賦課決定
- ・高額療養費の自己負担限度額の決定と各種医療証の区分判定
- ・国民年金保険料免除申請
- ・障害年金、老齢福祉年金の請求
- ・私立幼稚園就園奨励費補助金、保育料の決定
- ・児童手当や就学奨励金などの申請
- ・公営住宅入居資格審査などの資料 など

### 申告はお近くの公民館へ

受け付けは2月3日から始まり、15地区の公民館を巡回します。3月11日からは市役所に会場を移しますが、大変混雑しますので、公民館での申告が便利です。会場と日程(4面参照)を確認し、お間違いのないようご来場ください。

申告書の作成には、所得を証明する源泉徴収票や、控除を受けるための各種証明など(4面「申告に必要なもの」参照)が必要です。スムーズに申告するため、必要な書類を早めにそろえましょう。届いていない資料がある場合は、発行機関など(表1参照)にご確認ください。

市民税・県民税申告書は、1月下旬から市民税課、各公民館、本厚木・愛甲石田駅連絡所で配布します。

### 扶養親族の収入額の確認を

年末調整で扶養控除されている家族や配偶者にアルバイト収入や公的年金、保険満期金などがある場合、所得が38万円を超えていないかご確認ください。

扶養要件を満たしていない場合は、正しく申告し直す必要がありますのでご注意ください。

### 社会保険料控除に必要な証明(ハガキ)など (表1)

国民健康保険料	「社会保険料控除額のお知らせ」がそれぞれ1月中旬に郵送されます。 *特別徴収(年金からの差し引き)対象者の社会保険料控除額のお知らせは、特別徴収の金額が含まれています。年金支払者から送付される源泉徴収票にも特別徴収分の金額が記載されていますが、申告時に重複しないようご注意ください。	☎国保年金課 225局2123
後期高齢者医療保険料		☎国保年金課 225局2223
介護保険料		☎介護保険課 225局2393
国民年金保険料	「控除証明書」は納付した時期で、次の通り郵送されます。 25年1月1日～9月30日=11月上旬に郵送済み。10月1日～12月31日に納付した方=26年2月上旬に郵送。	☎控除証明書 専用ダイヤル 0570-070-117 厚木年金事務所 223局7171(代)

### 所得税と市民税・県民税の主な違い(分離課税は除く)

区分	所得税	市民税・県民税		
課税される所得と時期	その年の所得に対して課税(現年度課税)	前年の所得に対して翌年度に課税(翌年度課税)		
税率	均等割	なし	市民税 3500円	県民税 1800円
	所得割	6段階(5.105%～40.84%) ※復興特別所得税を含む	6%	4.025%
納税方法など	給与所得者	1月～12月の給料とボーナスから差し引かれる(源泉徴収)	6月から翌年5月までの給料から差し引かれる(特別徴収)	
	公的年金等所得者	支払い月の年金から差し引かれる(源泉徴収)	2面参照	
	その他の所得者	確定申告などにより申告納付	納付書で年4回(6・8・10・1月の各末日)に分けて納付(普通徴収)	

# 平成26年度 市民税・県民税の変更点

## 均等割の改正

平成26年度～35年度の10年間、臨時措置として個人市民税と個人県民税の均等割にそれぞれ500円が加算されます。増額分は、東日本大震災を踏まえた地域防災のための財源として活用されます。

### 均等割標準税率の改正（年額）

税目	税額	25年度まで	26年度から
市民税		3000円	3500円
県民税		1300円	1800円
計		4300円	5300円

## 給与所得控除の改正

給与収入額が1500万円を超える場合、給与所

得控除額は245万円の定額になります（所得税は25年分からの適用です）。

### 給与所得控除額の改正

給与収入額	給与所得控除額	
	25年度まで	26年度から
1000万円以上 1500万円以下	収入額×5% +170万円	収入額×5% +170万円
1500万円超		245万円

## 給与所得者の特定支出控除の改正

### ■特定支出控除の範囲を拡大

特定支出に次の項目が追加されました。

- ①職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- ②図書の購入費、職場で着用する衣服費、職務

# 市民税・県民税の納付方法

## 給与以外の所得に係る税の納付

市民税・県民税が給与から差し引かれている方は、給与・公的年金以外（26年4月1日現在65歳未満の方は給与以外）の所得に係る所得割額の納税方法を①特別徴収（給与から差し引き）②普通徴収（自分で納付）から選択できます。市民税・県民税申告書の選択欄（図1参照）に希望する納税方法をチェックしてください。所得税確定申告書にも選択欄（図2参照）があります。

なお、65歳未満の給与所得者が普通徴収を選択しなかった場合、公的年金に係る所得割額は給与に係る所得割額に加算して給与から特別徴収します。

## 公的年金からの特別徴収（差し引き）

前年中の公的年金に係る市民税・県民税を公的年金から差し引く「特別徴収制度」は、本人に代わり年金保険者（日本年金機構など）が市に直接納める制度です。新たな税負担は生じません。また、納付方法の選択はできません。納

### 確定申告書A（第2表下部）（図2）

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
給与・公的年金等に係る所得以外（平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択）				
<input type="radio"/> 給与から差し引き <input type="radio"/> 自分で納付				
該当に関する住民税の特例 <input type="checkbox"/> 円				
非居住者の特例 <input type="checkbox"/> 円				
相当割額控除額 <input type="checkbox"/> 円				
資本金	都道府県・市区町村別	条 例	都道府県	円
税額控除	住所地の共同基金金	指定分	市区町村	円
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏 名	住 所	住 所	住 所

### 市民税・県民税申告書（表面左下部）（図1）

（16歳未満）	同・別	平	・	・
	同・別	平	・	・
	同・別	平	・	・
	同・別	平	・	・
※別居の扶養親族等は、裏面の「F」にも記入してください。				
本 人	寡婦（夫）	死別・離別・生死不明・未帰還（年）	⑯	
人	勤労学生（学校名）		⑰	
人	障害者	級（ ）	控除額	⑰ 円
	基礎控除	⑱ 330,000円	控除合計	⑲ 円
D 給与・公的年金等に係る所得以外（平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法				
<input type="checkbox"/> 給料から差し引き（特別徴収） <input type="checkbox"/> 自分で納付（普通徴収）				

## 市税と保険料の納付に関するお知らせ

### 1. ペイジーの利用方法が変わりました

市税や保険料を納付する際のペイジー（ATM・ネットバンキング）の利用方法が、1月4日から変わりました。納付番号15桁の前に「000」、確認番号5桁の前に「0」を入力してください（ただし、1月4日以降に発行された納付番号18桁、確認番号6桁の納付書を除く）。詳しくは

1月1日発行の「広報あつぎ」6面または市ホームページをご覧ください。

### 2. 延滞金の割合が変わりました

地方税法の改正により、26年中の延滞金の割合が年9.2%（ただし、納期の翌日から1カ月までの期間は2.9%）になりました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

図 収納課 ☎225局2020

## — 特 集 —

# 税の申告

に通常必要な交際費で、職務の遂行に直接必要なものとして給与支払者に証明されたもの（上限65万円）

### ■特定支出控除の適用判定を見直し

特定支出の適用判定の基準が、給与所得控除額の総額から2分の1（給与収入が1500万円を超える場合は125万円）に緩和されました。

## 寄付金税額控除の見直し

ふるさと寄付金（都道府県または市区町村への寄付金）に適用される特例控除の算定には、所得税の限界税率に復興特別所得税率（2.1%）を乗じた率を加算することとされました。

復興特別所得税の課税に伴って調整したもので、所得税と市民税・県民税の控除額の合計は前年までと変わりません。

### 25年度から引き続き特別徴収する場合（表2）

徴収方法	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月						
納付額	前年度2月と同額			（26年度年税額－仮徴収額）の1/3		

### 26年度から特別徴収を開始する場合（表3）

徴収方法	個人納付（普通徴収）		公的年金から差し引き（特別徴収）		
	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
徴収月					
納付額	年税額の1/4		年税額の1/6		

め方は、25年度から引き続き公的年金から差し引かれる方（表2参照）と、26年度から新たに公的年金から差し引かれる方（表3参照）で異なります。

対象は、次の全てに該当する方です。一つでも該当しない場合は、特別徴収できません。

- ①26年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、25年中の公的年金に係る市民税・県民税の納税義務がある
- ②介護保険料が公的年金から差し引かれている
- ③老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上
- ④差し引かれる市民税・県民税額が老齢基礎年金などの支給年額を超えない
- ⑤26年1月1日以後も市内に住所を有する

## システムの効率化を推進

市は長年にわたり、大型コンピューターによる独自の電算システムを使用して、税務や住民記録、保険料などの業務を実施していましたが、1月から新しい汎用型システムに移行し、システムを効率化しています。これにより、運用経費を削減し、災害対策や個人情報情報の安全性につなげていきます。今後も関連する機器の集約化に取り組み、システムの効率化を進めていきます。

図 情報政策課 ☎225局2737

# 税務署からのお知らせ 所得税の確定申告

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)（土・日曜を除く）  
受付時間 9時～17時

問 厚木税務署 ☎221局3261(代) 〒243-8577 岡田3050番地 厚木アクストメインタワー ※庁舎改修のため、仮移転中です。



●厚木バスセンター（9時台まで）または本厚木駅南口（10時～）から「厚木アクスト」行きバス乗車。お車での来場はご遠慮ください。

## ●所得税の確定申告をする方●

### ◇申告する必要がある方

- 事業所得・不動産所得などがある方、または不動産を売却した方
  - 平成25年分の所得合計額と所得控除額を基に計算した所得税額から、配当控除を差し引いて残額がある場合
- 給与所得がある方（サラリーマン）で次のいずれかに該当する方
  - ①給与収入が2000万円を超える
  - ②給与を1カ所からもらい、給与・退職所得以外の所得が20万円を超える
  - ③給与を2カ所以上からもらい、年末調整

されなかった給与収入と給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える

- ④同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、貸付金の利息や不動産の賃貸料、機械・器具の使用料などが支払われた
- 公的年金に係る雑所得がある方
  - 公的年金の収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告書の提出義務はありません（所得税の還付を受けるための申告はできます）。ただし、市民税・県民税の申告は必要な場合があります（1面参照）。

### ◇申告により税金が戻る方

- 源泉徴収された所得税が納め過ぎになっていて、次のいずれかに該当する方
  - ①平成25年分の所得が一定額以下で、配当所得や原稿料などがある
  - ②給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受ける
  - ③25年中に中途退職して年末調整を受けず、その後他の所得がない
  - ④予定納税していて、確定申告の必要がなくなった

## 休日開署を実施

2月23日、3月2日の日曜（9時～17時）は、開署して申告書の作成アドバイスと申告を受け付けます。混雑状況により時間前に終了することがありますので、早めにお越しください。当日は電話での相談や他の業務は実施しません。

## 第二表の記載を忘れずに

確定申告書は、第二表も漏れなく記載しましょう。住民税に関する事項（16歳未満の扶養親族、別居の扶養親族の住所、寄付金税額控除、配当割額控除額など）が漏れていると、市民税・県民税の控除が適切に受けられない場合があります。

ます。事業所得や不動産所得がある方は、事業専従者に関する事項も記載してください。

## 法定調書・給与支払報告書は1月末までに

25年中に給与や報酬などを支払った法人・個人事業者の方は、法定調書と合計表を1月31日までに税務署に提出してください。「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出には、光学式文字読み取り装置（OCR）用紙をご利用ください。給与支払報告書は、受給者が26年1月1日現在居住している市区町村に提出してください。

図 厚木税務署 ☎221局3261（法定調書）

市民税課 ☎225局2011（給与支払報告書）

## 国税庁ホームページで申告書が作成できます

## パソコンで24時間いつでも簡単に確定申告書の作成（検算）ができます

「確定申告書等作成コーナー」の画面から、簡単に確定申告書を作成できます。作成後は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するか、印刷して書面で提出してください。

- e-Taxを利用する前の準備
  - ①市区町村で電子証明書（発行日から3年間有効）を取得し、ICカードリーダーを用意（有料）
    - ※厚木市に住民登録している方は、市民課で申請
  - ②ホームページから「電子申告・納税等開始届出書」を送信
  - ③ホームページで電子証明書を登録

## e-Taxでできること

自宅や事務所のパソコンからインターネットを使って①所得税、法人税、消費税などの申告②申請・届出書などの提出③全ての税目の納税—ができます。

- ホームページから簡単申告
- 一部の添付書類（源泉徴収票や医療費の領収書など）が省略
- 還付金の受け取りがスピーディー（3週間程度に短縮）



申告・納税・申請全てお任せ e-Tax  
詳しくは 国税庁 検索

## 参加しよう 申告書作成会と無料申告相談

### 所得税・住民税・事業税の申告書作成相談会

#### ■厚木市文化会館

1月23日（木）  
①9時30分～12時②13時～16時

#### ■愛川町文化会館

1月29日（水）～31日（金）  
①9時30分～12時②13時～16時

### 税理士による小規模納税者などのための無料申告相談会

#### ■厚木市文化会館

2月5日（水）・6日（木）  
①9時30分～12時②13時～16時

#### ■愛川町文化会館

2月13日（木）・17日（月）  
①9時30分～12時②13時～16時

### 「税理士記念日」確定申告無料相談会

#### ■厚木市文化会館

2月21日（金）  
①10時～12時②13時～15時

対象は、年金受給者または給与所得者で医療費控除の還付申告をする方（年金・給与所得以外の所得がある方や相談内容が複雑な方を除く）。主催は東京地方税理士会厚木支部。



## 平成26年度分 市民税・県民税の申告受け付け 会場と日程

市役所会場は混雑が予想されます。公民館での申告にご協力をお願いします。お住まいの地区に関係なく、どの公民館でも申告できます。日程をご確認の上、ご来場ください。郵送での申告もご利用ください。

## 市役所で受け付けできる確定申告

市民税課（本庁舎2階5番窓口）では、所得税の確定申告に関する相談や申告は受けられません。公民館・本庁舎4階大会議室の申告会場では、給与所得者や年金所得者に限り、確定申告を受け付けています。

次の事項は、税務署（3面参照）で確定申告してください。

- ①事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、雑所得（公的年金所得を除く）などの申告
- ②準確定申告
- ③25年分以外の申告
- ④雑損控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、損失の繰越控除の申告

## 15地区公民館会場

2月3日(月)～3月6日(木)  
受付時間 9時～15時

<b>厚木北</b> 2月3日(月) ※車でのご来場はご遠慮ください。 	<b>厚木南</b> 2月4日(火) ※車でのご来場はご遠慮ください。 	<b>依知北</b> 2月5日(水)・6日(木) 	<b>依知南</b> 2月7日(金) 
<b>小  鮎</b> 2月10日(月) 	<b>緑ヶ丘</b> 2月12日(水) ※車でのご来場はご遠慮ください。 	<b>南毛利</b> 2月13日(木)・14日(金) 	<b>愛  甲</b> 2月17日(月) ※車でのご来場はご遠慮ください。 
<b>睦合南</b> 2月18日(火) ※車でのご来場はご遠慮ください。 	<b>睦合北</b> 2月19日(水) 	<b>荻  野</b> 2月20日(木)・21日(金) 	<b>睦合西</b> 2月25日(火) 
<b>相  川</b> 2月27日(木) 	<b>森の里</b> 3月4日(火) ※車でのご来場はご遠慮ください。 	<b>玉  川</b> 3月6日(木) 	

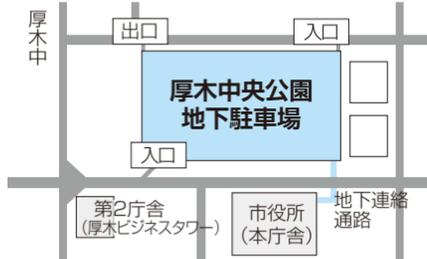
## 本庁舎4階大会議室 3月11日(火)～17日(月) 受付時間 9時～16時 〈土・日曜を除く〉

2月3日～3月10日は、市民税・県民税の申告のみ市民税課（本庁舎2階5番窓口）で受け付けます（土・日曜、祝日を除く）。

車でお越しの方は厚木中央公園地下駐車場をご利用ください。

**申告での利用は無料です**

駐車場整理券を申告会場にお持ちください。



## 会場で申告書を作成する方へ

◆会場で申告書を作成する場合は、次の書類などをお持ちください。

●申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書（市から郵送された方）
- 印鑑
- 所得を証明する書類（添付が必要）  
給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書（ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳）など収入が確認できる書類
- 控除を証明する書類（添付が必要）  
社会保険料（1面表1参照）、生命保険料、地震保険料など各種控除証明書、医療費控除には領収書など支払った金額が確認できる書類

## 郵送

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行 ※所在地の記載は省略できます。

ご自身で市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送での申告が便利です。投函する前に記載事項と関係書類を確認してください。申告内容を問い合わせる場合があるため、電話番号を必ず記入してください。申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、所得税確定申告書の送付先は厚木税務署（3面参照）です。

